

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月9日
【四半期会計期間】	第12期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)
【会社名】	株式会社バイ・テクノロジー
【英訳名】	V Technology Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉本 重人
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地
【電話番号】	(045)338-1980
【事務連絡者氏名】	管理部長 中原 有庸
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地
【電話番号】	(045)338-1980
【事務連絡者氏名】	管理部長 中原 有庸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年2月13日に提出いたしました第12期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）の四半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更

注記事項

セグメント情報

事業の種類別セグメント情報

所在地別セグメント情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

(訂正前)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>これにより、<u>当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ12百万円減少しております。</u></p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

(訂正後)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>これにより、<u>当第3四半期連結累計期間の営業利益は28百万円減少し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ10百万円減少しております。</u></p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【注記事項】

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

(訂正前)

《省略》

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1、(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を採用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、検査関連装置で12百万円減少しております。

(訂正後)

《省略》

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1、(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を採用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、「検査関連装置事業」で28百万円減少しております。なお、「液晶基板製造(露光)装置事業」への影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

(訂正前)

《省略》

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1、(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を採用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、日本で12百万円減少しております。

(訂正後)

《省略》

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1、(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を採用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、日本で28百万円減少しております。